



# 木造住宅耐震支援事業を ご活用ください



市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派遣事業」  
と「木造住宅耐震補強工事の補助事業」を実施します。  
ご希望の方は、応募要件や必要書類をご確認の上、  
事前に開発指導課までご相談ください。

## 耐震診断士派遣

耐震診断を促進し、地震に強  
いまちづくりを促進するため、  
木造住宅耐震診断士を派遣し  
て、木造住宅の耐震診断を行う  
事業です。

### ■応募要件

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けていないこと
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）

※ただし、次の構造方法は該当

なりません。  
・枠組壁構造・木質プレハブ構造  
・丸太組構造・鉄骨、鉄筋コンクリート混構造など、そのほか特殊なもの

▼申し込み方法Ⅱ「申請書」に必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共有の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、開発指導課まで直接お持ちください。  
応募要件について、確認できない場合は、別途書類を用意していただくこととなりますので、ご了承ください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

▼耐震診断費用Ⅱ無料

▼受付期間Ⅱ6月1日（月）～8月31日（月）

▼受付予定件数Ⅱ5件（受付予定件数を超えるときは抽選）

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

## 耐震補強工事補助

地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修設計及び改修工事を行う方に費用の一部を補助する制度です。

### ■応募要件

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築を行った住宅の場合、補助の対象とならないことがあります。
- ②耐震診断（精密診断法）の結果、上部構造評価点※が1・0未満のもので、耐震改修設計および補強工事を実施すること、評価が0・3以上向上し、その評価が1・0以上になる住宅であること
- ③2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗

※上部構造評価点とは、建物の地震に対する強さを表す数値のことです。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

▼耐震診断費用Ⅱ無料

▼受付期間Ⅱ6月1日（月）～8月31日（月）

▼受付予定件数Ⅱ5件（受付予定件数を超えるときは抽選）

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

  
悪質な業者による勧誘にご注意ください！

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけたたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧誘することはありません。  
業者によるまぎらわしい勧誘があった時には、開発指導課または市消費生活センターへご連絡ください。

問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58・2111（内線5402）  
／市消費生活センター ☎25・3288

問 谷和原庁舎開発指導課 ☎58・2111（内線5402）

などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること（住宅の部分のみが対象）

④所有者は市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと。ただし、建物が鉄骨・鉄筋コンクリート造などの場合や特殊な構造の場合など、対象とならないことがあります。

▼申込み・事前相談先  
谷和原庁舎開発指導課 開発指導係 ☎58・2111（内線5402）

▼申請期間Ⅱ6月3日（月）～8月31日（月）

▼受付予定件数Ⅱ設計と改修工事それぞれ1件ずつ。

▼設計に要する費用Ⅱ設計費用の3分の1（10万円が限度）

▼改修工事に要する費用Ⅱ工事金額の3分の1（30万円が限

額）

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

